

## 第二章 西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)の 紛争管理メカニズム

六辻 彰二

### はじめに

冷戦終結以降のアフリカでは内戦が頻発し、長期化・大規模化する傾向がみられるが、この結果難民や小型武器が近隣諸国に流出し、地域全体の安定が脅かされている。西アフリカでも1990年代以降、リベリア、シエラレオネ、コートジボアールなどが全面的な内戦を経験した他、ギニア・ビサウの反政府武装闘争、マリ北部の騒乱、ナイジェリアのナイジャー・デルタにおける騒乱、セネガルのカザマンズ分離独立運動など、国内に騒乱を抱える国は多く、この潮流と無縁ではない。しかし西アフリカでは、準地域機関である西アフリカ諸国経済共同体(Economic Community of West African States: ECOWAS)が積極的に武力紛争に介入し、結果的にその処理に一定の成果を収めてきた。

本来、ECOWASは域内の経済協力を主たる目的として1975年に設立された。その後、経済協力の促進は一時停滞したが、1990年代初頭から再度本格化し、域内の移動や移住、物資の流通に関する制限が緩和され、共通パスポートや共通通貨の導入が決定されており、ECOWASはEU型の超国家機関を志向している<sup>(1)</sup>。経済協力促進の一方、冷戦終結後のECOWASは域内の武力紛争に積極的な関与をみせており、特にリベリア内戦(1989-1997年)やシエラレオネ内戦(1991-2001年)に派遣されたECOWAS停戦監視団(ECOWAS Ceasefire Monitoring Group: ECOMOG)の平和執行と平和維持がよく知られる。しかしこれは第2節でみるように、特定加盟国がECOWASの枠組みをアド・ホックに利用したという側面が大きく、ECOWAS自体の紛争処理機能は極めて限定的であった。これを受けて、1999年に採択された「紛争予防・管理・解決・平和維持・安全保障メカニズム」(Mechanism for Conflict Prevention, Management, Resolution, Peace-Keeping and Security: 以下、メカニズムと略称)議定書では、ECOWASによる域内紛争の包括的管理が定められている。

冷戦終結以降のアフリカにおいて頻発する武力紛争の背景には、冷戦構造の崩壊にともなう、地域の安定維持に一定の効果を及ぼしていた域外国の撤退や小型武器の流通といった国際的要因があげられる一方、汚職に代表される帰属集団間の不均衡な資源配分、教育を受けたものの職に就けない若年層の増加といった社会不安、市場経済化による貧困層の増加などの国内の政治的・経済的要因も看取できる。今日、これらの武力紛争発生 of 根源的要因(root causes)の除去を含む、交渉や調停といった外交的手段に止まらない政治、経済、人道支援、安全保障、

開発といった各方面の手段を紛争管理に用いるべきとする包括的アプローチ (comprehensive approach) の重要性が強調されている<sup>(2)</sup>。包括的アプローチは、特に紛争終結後の段階における、武力紛争を引き起こす根源的要因の削減を視野に入れている。したがって、包括的アプローチとは手段の多様性のみでなく、戦闘状態の欠如という「消極的平和」(negative peace) に止まらない、社会的不公正の是正といった「積極的平和」(positive peace) を希求する方向性をも含意しているといえよう<sup>(3)</sup>。

一方、国際機関や関係国が一国の内戦に対して、人道的介入 (Humanitarian Intervention) を名目に武力介入する事例は、コンゴをはじめ、冷戦終結後の世界各地で散見される。人道的介入は、場合によっては人権を主権に優先させるため、国家主権と対立する概念になり得る。しかし人権が常に主権に優先されるわけではなく、その発動には政治性や恣意性が避けられない<sup>(4)</sup>。国民の生命・財産を保護するという基本的機能を果たせない「破綻国家」(collapsed state) に対して用いられる場合は内政干渉に当たらないとする見方もあるが、どんな基準でどの主体が破綻状態を認定するかで、やはり恣意的な運用は免れない<sup>(5)</sup>。とはいえ、地域全体の安定を脅かしかねない武力紛争に近隣諸国や関係機関が介入する場合、これ以外に正統性を確保する手段はほとんどないことから、今日の多国間紛争管理において人道的介入を除くことは難しいといえよう。

そこで本稿では、包括的アプローチと人道的介入の観点からメカニズムの枠組みと運用を素描し、これによって ECOWAS の紛争管理の方向性・効果・課題について考察する。

## 1. メカニズム策定の域内政治

### (1) メカニズム策定以前の ECOMOG

西アフリカで武力紛争が頻発し、激化した要因としては、先述の国内・国際要因に加えて、リベリアの C.テイラー (Charles Taylor) の影響があげられる。テイラーと、彼が率いる国民愛国武装戦線 (National Patriotic Front of Liberia: NPFL) はリベリア内戦における主要な反政府勢力であっただけでなく、シエラレオネにおける革命統一戦線 (Revolutionary United Front: RUF)、ギニアのギニア民主運動 (Rally for Democratic Force of Guinea: RDFG) といった近隣諸国の反政府武装組織を支援していたといわれており、これが西アフリカの不安定化の大きな要因になった<sup>(6)</sup>。一方、冷戦終結は先進国のアフリカに対する戦略的重要性を低下させたが、西アフリカにおいては、特にフランスの撤退姿勢が顕著になった<sup>(7)</sup>。フランスのプレゼンス低下は、西アフリカ諸国をして、自ら域内紛争に対応せざるを得ない状況を創出した。

そのため、軍事的・経済的に西アフリカ最大の地域大国であるナイジェリアは、フランス撤退と

時期を同じくして域内紛争への関与を深めることになった。冷戦終結直後、折りしもリベリア内戦とシエラレオネ内戦が発生したが、いずれも国内武装勢力の離合集散による紛争の長期化と大規模化にともない、チャイルド・ソルジャーの徴用や民間人への残虐行為といった非人道的な行為が世界の耳目を集めた<sup>(8)</sup>。しかし周縁化したアフリカに積極的に平和維持部隊を派遣する域外国がほとんど無い状況下で、ナイジェリアは近隣諸国の内戦に積極的に武力介入することになった。

リベリア内戦とシエラレオネ内戦では、ナイジェリア軍を中心とする ECOMOG による平和執行と平和維持が実施された<sup>(9)</sup>。メカニズム策定以前の ECOMOG には、大きく二つの特徴がある。第一に、ECOWAS の正規の派遣手続きを踏まえた武力介入でなかった点があげられる。1981年に調印された「防衛における相互援助に関する議定書」(防衛議定書)では、ECOWAS 加盟国が自国の内戦に ECOWAS の介入を求める場合、当該国の国家元首が最高会議 (Authority) 議長に書面で援助要請を行い、最高会議が共同体連合軍派遣の決定を行なった後、防衛委員会の設置と諮問にともない、加盟国から部隊が派遣されることになっていた<sup>(10)</sup>。しかしリベリア内戦の場合、1990年7月に S.ドー (Samuel Doe) 大統領は、ECOWAS 内部に同年5月に設置された常設仲介委員会 (Standing Mediation Committee: SMC) に対して平和維持軍の派遣を要請した。これを受け、翌月開催された常設仲介委員会外相会議で ECOMOG 派遣が決定され、ナイジェリア、ガーナ、ガンビア、シエラレオネ、ギニアの5カ国から兵士約2500人が派遣されたが、これに対してコートジボアール、セネガル、ブルキナ・ファソなどの仏語圏諸国は SMC に平和維持軍派遣を決定する権限がないとして反対した<sup>(11)</sup>。防衛議定書で定められた手続きとは異なり、内戦当該国政府からの要請を受けた特定の ECOWAS 加盟国が自発的に部隊を派遣した構図は、シエラレオネ内戦においても同様であり、ナイジェリアをはじめとする一部の国が ECOMOG を名乗って介入する結果になった。

第二の特徴として、積極的な武力行使があげられる。つまり、ECOMOG は停戦監視を主任務とする平和維持だけでなく、特定の勢力と軍事的に衝突し、内戦の当事者になることが多かった。リベリアではドー政権と敵対していた NPFL が、ECOMOG 派遣を拒否してこれに攻撃を仕掛けたため内戦が激化したが、ECOMOG は武力衝突の末に NPFL との融和に漕ぎ着け、1997年に選挙を経てテイラーが大統領に就任し、内戦は一応の終結をみた。シエラレオネ内戦では、ECOMOG は1997年に民選の A.T.カバー (Ahmad Tejan Kabbah) 大統領をクーデターで放逐した軍事革命評議会 (Armed Forces Revolutionary Council: AFRC) と、1991年以来反政府武装闘争を展開していた革命統一戦線 (Revolutionary United Front: RUF) の連合勢力と衝突した。ECOMOG はカバー政権を支援する民兵組織のカマジョー (Kamajor) と協力し、

AFRC と RUF を首都フリータウンから追い落してカバー大統領の復権に成功した。いずれの場合も、ナイジェリア軍を主体とする ECOMOG は、派遣手続きの正統性には疑問が残るものの、積極的に軍事力を行使することによって紛争終結への道筋をつけ、その実行力には一定の評価が寄せられたのである<sup>(12)</sup>。

すなわち、メカニズム策定以前の ECOMOG は、派遣手続きや手段の正統性より、戦闘状態の終結という効果を優先させるものであったといえよう。

## (2) 紛争管理メカニズム策定の誘因

リベリア内戦とシエラレオネ内戦のいずれの場合も、西アフリカの長兄 (Big Brother) を自認するナイジェリアは ECOMOG を主導した。当時 S.アバチャ (Sani Abacha) が率いる軍政下にあり、民主化にさほど関心をみせなかったナイジェリアが民主主義や人権の擁護を名目に近隣諸国の紛争に積極的に介入した背景には、大きく二つの要因が考えられる。第一に、域内紛争が自国に及ぼす影響である。紛争地域からの難民や小型武器の流出は西アフリカ全体の安全保障に大きな影響を及ぼすため、最大の地域大国であるナイジェリアは難民の受け入れによる負担や、小型武器流入による国内の治安悪化を抑制する必要性に迫られた。また、ナイジャー・デルタにおける騒乱を抱える同国には、近隣諸国の政情不安が波及することに対する危惧があったといえよう。

第二に、ナイジェリア自身の国際環境改善の必要性である。1990 年代初頭、ナイジェリアの軍事政権は国内の人権弾圧について欧米先進国からの厳しい批判に曝されていた。1995 年には、ノーベル賞作家で著名な人権・環境保護運動家であった K.B.サロ=ウィワ (Kenule Besson Saro-Wiwa) が軍事政権によって処刑されたことで、ナイジェリアは英連邦首脳会議により加盟国としての資格停止処分を受け、同国に対する国際的批判はピークに達した。したがって、特にシエラレオネ内戦のように民主的政権を打倒した軍事政権への介入は、欧米先進国との関係を改善するうえで有効な手段であったといえよう<sup>(13)</sup>。

しかし ECOMOG の大部分がナイジェリア軍によって構成されていたことで、同国は大規模な負担を強いられることになった。シエラレオネ内戦において一日あたり 100 万ドル以上を支出するなど、ナイジェリアは ECOMOG 派遣の約 90 パーセントの経費を負担したため、負担増加に対する国内の不満が増大した<sup>(14)</sup>。1999 年の民主化で大統領に選出された O.オバサンジョ (Olusegun Obasanjo) の選挙公約の一つが、シエラレオネからの早期撤退であったことは示唆的である。これに加えて、ナイジェリアでは ECOMOG 派遣に消極的な仏語圏諸国に対して、地域の安定という公共財にただ乗り (free riding) しているという不満も高まった<sup>(15)</sup>。リベリア内戦、

シエラレオネ内戦、ギニア・ビサウ騒乱において、ECOMOG に参加した ECOWAS 加盟国はナイジェリア、ガーナ、ギニア、ガンビア、マリ、シエラレオネ、トーゴのみであり、2 回以上派遣した国はナイジェリア、ガーナ、ギニアのみである。他の加盟国は、部隊派遣に合意したとしても実行には移さなかった。この結果、ECOMOG 派遣の大部分を負担するナイジェリアでは、従来の ECOMOG ではなく、ECOWAS の枠組みを活用し、負担を分け合う紛争管理が求められるようになったといえよう。

他方、正規の手続きを経ないナイジェリア主導の ECOMOG 派遣に対して、コートジボアールやセネガルといった仏語圏諸国からは批判が相次いだ。シエラレオネ内戦では ECOMOG と一線を画したコートジボアールやトーゴによる独自の調停が試みられたが、一般に仏語圏諸国には、通貨統合や域内の移動自由化といった経済統合を進める ECOWAS における、ナイジェリアの影響力伸張を警戒する姿勢が顕著であった<sup>(16)</sup>。これに加えて、コートジボアールの H.K.ベディエ (Henri Konan Bedie) 大統領の場合にはリベリアのテイラー大統領との強い結び付きが指摘されており、シエラレオネ内戦では NPFL に支援を受けていた RUF によって採掘・密輸されたダイヤモンドがコートジボアールを経て国際市場に流出するなど、隣国の反政府武装勢力と結び付くことで、少なくとも短期的に利益を享受していた側面が指摘される<sup>(17)</sup>。いずれにせよ、伝統的に他の仏語圏諸国と一線を画す外交方針を採るギニアや、リベリアおよびシエラレオネからの大量の難民を受け入れざるを得ないマリなどを除く仏語圏の大多数はナイジェリアの軍事的プレゼンス拡大に強い警戒感をみせた。一方、彼らの後ろ盾であったフランスは冷戦終結以降ナイジェリアとの関係を強化し、同国への投資額がイギリスについて第二位になるなどの進展をみせたため、仏語圏諸国にとってもナイジェリアを除外した域内の安定確保は困難になったのである<sup>(18)</sup>。したがって、仏語圏諸国にはナイジェリアの恣意的な活動を抑制すると同時に、これを活用する枠組みを設置するインセンティブが働いたといえよう。

すなわち、メカニズム議定書が締結された 1990 年代末には、アド・ホックな ECOMOG を主導した側と、これに消極的であった側の双方に、ECOWAS によるシステムティックな紛争管理を必要とする状況が生まれたといえよう。

## 2. メカニズムの枠組み

各加盟国のそれぞれの立場でシステムティックな紛争管理が求められた結果、1999 年にメカニズム議定書が締結された。メカニズムでは ECOMOG の役割や派遣手続きが明記された他、平和執行や平和維持に止まらない包括的な紛争管理システムの構築が謳われている。本節では、メカニズム議定書を手掛かりに、メカニズムの枠組みについて概観する。

議定書によると、メカニズムの目的は以下の通りである。すなわち、①国家間および国内の紛争を予防・管理・解決、②改訂 ECOWAS 条約第 58 条の条項を実施、③不戦、相互防衛、人の自由移動、居住と就労の権利に関する各議定書の条項の実施、④紛争予防・早期警戒・平和維持活動・国際犯罪、国際テロリズム、小型武器および対人地雷拡散の取り締まりの各分野の協力強化、⑤共同体内部の平和・安全保障・安定の維持と強化、⑥人道的救済活動を策定・共同実施するための制度確立と政策立案、⑦予防外交と平和維持の分野における加盟国間の緊密な協力の促進、⑧必要が生じた場合に地域内の平和を維持あるいは回復するための文民及び軍人からなる部隊の編成及び展開、⑨国家間紛争の原因となり得る複数国間にまたがる天然資源の合理的で公正な管理のための枠組みの構築、⑩環境の保護と破壊された自然環境の回復、⑪加盟国の文化遺産の保護、⑫汚職・マネーロンダリング・小型武器の不法流通を取り締まる政策の立案と実施、である(第 3 条)。

ここから、紛争発生以前・以後にまたがる包括的な紛争管理の枠組みが看取される。すなわち、メカニズムではリベリア内戦やシエラレオネ内戦に派遣された ECOMOG が遂行した紛争継続中の平和執行や平和維持のみならず、紛争発生以前の段階における予防行動や、紛争終結後の平和構築についても行動規範や対応が定められている。特に武力紛争を誘発させる小型武器流通の規制や、紛争の火種になることが多い天然資源を複数国で管理する試みなどは、紛争発生前後のいわば平時における紛争管理であるといえよう。ただし、武力紛争の根源的要因となる各加盟国内部の政治的・経済的不公正の改善についてはほとんど言及されていない。EU 型の超国家機構を目指すとはいえ、メカニズムではより直接的に近隣諸国に影響を及ぼす問題の処理が優先されており、これが各加盟国の議定書締結を容易にしたといえよう。

次に、メカニズムを構成する機関について検討する。メカニズムの最高意思決定機関は国家元首が集まる最高会議(Authority)であり、議長国は選挙で選出される。しかし、安全保障上の問題に関する意思決定の権限は、調停安全保障理事会(Mediation and Security Council: MSC)に与えられている(第 7 条)。MSC は加盟国 16 か国中 9 カ国によって構成され、任期は 2 年である<sup>(19)</sup>。9 カ国の内、7 カ国は最高会議で選出されるが、2 カ国は議長国と前議長国である。MSC は元首級、閣僚級、大使級の会合から成り、以下の権限が与えられている。すなわち、①平和と安全保障に関する全ての事柄の決定、②紛争の予防、管理、解決、平和維持および安全保障に関するあらゆる政策の決定と実施、③あらゆる形態の介入に関する認可と政治的、軍事的派遣団(mission)の展開に関する決定、④派遣団への命令と委任の承認、⑤状況の展開に応じた、定期的な命令と委任の更新、⑥事務局長(Executive Secretary)の推薦に基づく、事務局特別代表(Special Representative of the Executive Secretary)と司令長官(Force

Commander)の任命、である(第10条)。

MSCでの決定を実行する権限は事務局長に与えられており、その役割は以下の6点である。すなわち、①MSCの承認に基づく、特別代表および司令長官の指名、②長老会議(Council of Elders)メンバーの任命、③任務遂行にあたって政治・管理・運用上の責任を負うことと、兵站支援の提供、④MSCと各加盟国に対するメカニズム活動の定期的報告、⑤現状に対する事務局長の評価に基づく事実確認と調停のための派遣団の展開、⑥最高会議議長の諮問に基づく、MSC、長老会議、防衛安全保障会議(Defence and Security Commission: DSC)の召集、⑦MSCの全ての決定の実施である(第15条)。ここから、事務局長はMSCの決議を実行に移すだけでなく、定期的な報告や会合の召集によってMSCに対する働きかけも可能であることが看取される。また、長老会議は域内紛争の調停や和解を促進する役割を担う著名人によって構成される。そのメンバーリストはMSCの承認に基づいて毎年更新されており、長老会議メンバーは事務局長あるいはMSCの要請により活動するが、その活動には中立性が認められている(第20条)。2002年に発生したリベリア内戦では、同会議メンバーが派遣され、事態收拾が図られた。

事務局長を補佐する役職として、政務防衛安全保障担当事務次長(Deputy Executive Secretary for Political Affairs, Defence and Security)が置かれている。同事務次長の下には、政務局、人道局、防衛安全保障局、紛争監視センター(Observation and Monitoring Center)、MSCの勧告に基づいて閣僚会議で設立される部局が置かれている。特に紛争監視センターは域内の武力紛争の徴候に関する情報の収集・分析を目的としており、予防行動の中核となる早期警戒(Early Warning)を担当する組織である。加盟国は地理的・言語的に近接する3~4カ国ごとに4つの監視ゾーンに分けられ、各ゾーンに監視本部(zonal headquarter)が設置されている。監視本部は、バンジュール、ワガドゥグ、モンロビア、コトヌーに置かれており、ゾーン内部における武力紛争の徴候に関する情報を収集し、紛争監視センターに報告する。紛争監視センターは各監視本部から送られた情報を分析し、事務局長に報告する。

事務局長を補佐し、実際に任務を遂行する機関としては、先述の長老会議の他、DSCとECOMOGがあげられる。DSCは各加盟国の参謀総長、内務・治安担当者、外務省専門家の他、出入国管理、関税、麻薬取締、国境警備担当関係者によって構成され、安全保障分野に関する技術的検討や平和維持活動の兵站分野の評価を担当する。また、平和維持部隊に対する委任の案出、部隊委託期間の決定、部隊司令官の任命、派遣部隊の構成の決定などでMSCを支援する(第19条)。

メカニズムではECOMOGの役割が明示され、その活動に正統性が付与された。ECOMOG

に認められた任務は、以下の通りである。すなわち、①停戦監視、②平和維持および平和の回復、③人道的危機を救援するための人道的介入、④禁輸措置を含む制裁の実施、⑤予防展開、⑥平和構築・武装解除・動員解除、⑦組織犯罪の取締を含む警察活動、⑧MSC によって委託されたその他の活動、である(第 22 条)。各加盟国は ECOMOG を構成する待機部隊(Stand by Unit)を提供するが、その規模については、各国との協議に基づいて決定される(第 28 条)。このため、部隊提供は義務ではない。また、活動経費については派遣国が最初の 3 ヶ月間の費用を肩代わりし、その後 ECOWAS が立替分を最大 6 ヶ月分まで払い戻す(第 37 条)。これは長期に及ぶ ECOMOG 派遣を抑制し、必要な場合には国連 PKO への吸収を促すインセンティブになるといえる。

メカニズムを構成する主要機関は以上の通りであるが、その発動には以下のいずれかの条件が必要である。すなわち、①最高会議が決定した場合、②MSC が決定した場合、③加盟国からの要請があった場合、④事務局長の発議があった場合、⑤アフリカ統一機構あるいは国連の要請があった場合、である(第 26 条)。これによって、特定加盟国が専断的に ECOMOG を名乗って武力介入することは抑制される。また紛争当該国からの要請があった場合はもちろん、要請がなくても所定の手続きを経ることでメカニズムは発動され、ECOWAS は加盟国内部の武力紛争に介入できる。これは国家主権を最大限尊重してきた従来のアフリカの地域機構とは一線を画す取り決めであるといえる。

具体的には、メカニズムは以下の問題に適用される。①いずれかの加盟国における攻撃・紛争・脅威、②二カ国以上の加盟国間における武力紛争、③人道的危機を招き得る、もしくは地域の平和と安全に深刻な脅威となる内戦、④人権と法の支配に対する深刻かつ大規模な侵害、⑤民主的に選出された政府の転覆、あるいはその試み、⑥その他、調停安全保障委員会によって必要と判断された場合である(第 25 条)。内戦や複数国間の武力紛争といった安全保障上の理由だけでなく、大規模な人権侵害や民主主義への脅威といった各加盟国内部の政治状況も、メカニズム発動の根拠となる。

したがって、最高会議、MSC、事務局長のいずれかの決定に基づいて、人権保護や民主主義の擁護を理由に当該国政府の承認を得なくても武力介入が可能になることから、メカニズムが人道的介入を認めていることが看取される。この場合、ECOWAS による介入は義務ではなく権利と理解される。ただし、その根拠となる人道的危機の内容は明示されておらず、その判断基準は曖昧である。

メカニズム議定書は平時における紛争予防や平和構築を内包し、人道的介入も承認している点に最大の特徴がみられる。しかし同時に、各加盟国内部の政治的・経済的不公正の改善に向



けた枠組みはみられず、包括的アプローチとしての限界が看取されるだけでなく、人道的介入の基準も明記されていない。これはメカニズムの弾力的運用を可能にし、各国の裁量や主権を担保する反面、メカニズム策定の誘因となったシステムティックな紛争管理の試みを危うくする素地になり得るといえよう。

### 3. メカニズムの運用状況

#### (1) 紛争発生以前の段階

紛争発生以前の紛争管理の総称である予防行動は、主に予防外交、早期警戒、予防展開からなる。特に武力紛争の発生徴候に関する情報収集である早期警戒は、武力紛争の本格化を防止するうえで重要である。

ECOWAS の早期警戒を担う機関として、紛争監視センターがある。紛争監視センターは 2000 年に事務局長の下に設置されたが、その陣容は極めて脆弱である。監視センター本部要員は局長、企画調整官、補佐官 2 名であり、各監視本部の常駐スタッフは補助要員を除くと 1 名に過ぎない<sup>(20)</sup>。要員数の絶対的な不足に加え、EU や米軍司令部からの財政・機材支援もあって ECOWAS 地域情報交換システム(ECOWAS Regional Information Exchange System)の構築が図られているものの、訓練・機材の不足も著しく、効果的運用は難しい。さらに各監視本部は、その情報収集が各加盟国から「スパイ活動」と受けとられる恐れがあるため、その大部分を新聞などのオープンソースの情報に依拠していることから、情報収集能力も限定的であるといえよう。

したがって、紛争発生に結び付く情報を収集するために、ECOWAS にはより広範な情報網の整備が求められる。一般に早期警戒においては、マスメディアの重要性が指摘されている<sup>(21)</sup>。しかしアフリカ諸国では、民主化後もマスメディアの活動は財政上の制約だけでなく、政府からの規制もあって十分な機能を果たせない場合が多い。ここから、各国内部のマスメディアの活動の拡充も早期警戒の充実における課題といえるが、ECOWAS とメディアの具体的な協力関係はみられない。

一方、ECOWAS の早期警戒では NGO との協力が活発である。2003 年 12 月にアクラで開催された西アフリカ市民社会フォーラム(West African Civil Society Forum: WACSOF)では、持続可能な開発や民主的ガバナンスと並んで、平和と安全保障のために NGO と ECOWAS の間に協力関係を構築することが確認された<sup>(22)</sup>。WACSOF は NGO が主催したフォーラムに ECOWAS が招待されるという形態をとっていたが、その中心的団体が西アフリカ平和構築ネットワーク(West Africa Network for Peacebuilding: WANEP)である。

WANEP は西アフリカ諸国の NGO の連合体で、アクラに本部を持つ。WANEP の活動は多岐に渡るが、特に早期警戒を目的とする情報収集および人材育成が注目される。WANEP は西アフリカ 11 ヶ国、300 以上の団体によって構成され、各団体が定期的に本部に報告を行なうことで、西アフリカ全体の武力紛争の徴候に関する情報が集積される。その情報はオープンソースのものだけでなく、難民や避難民からの聴取といった一次資料も含まれている<sup>(23)</sup>。他方、早期警戒や平和構築のための人材育成も図られており、2003 年だけで教師を対象とした平和教育セミナーに 7 カ国 207 名、学生を対象とした平和学習のワークショップに 6 カ国 413 名が参加し、更に 25 名のアナリストと 100 名のモニターが確保された<sup>(24)</sup>。ECOWAS 本部には WANEP からの連絡員が常駐して、スムーズかつ恒常的な情報伝達と意見交換が図られており、NGO との制度化された協力関係がみられる。ここから、WANEP の情報網は ECOWAS の脆弱な早期警戒システムを補完するうえで不可欠なものとなっているといえるが、同時に、予防行動において死活的な重要性を占める早期警戒が、ECOWAS 単独では困難な状況にあることも看取できる。

## (2) 紛争発生後の段階

紛争管理の諸段階の内、紛争発生後の平和執行と平和維持は ECOWAS が最も実績を持つ分野である。メカニズム策定後の ECOMOG の事例としては、2002 年 2 月に発生したリベリア内戦と、同年 9 月に発生したコートジボアール内戦があげられる。これらとメカニズム策定以前の ECOMOG との最大の相異点は、手続き的正統性が確保された点であり、いずれの場合も ECOMOG は MSC や事務局長の承認を経て派遣された。このため、派遣に対する域内国からの批判は、メカニズム策定以前と比べてほとんど聞かれなかった。また、部隊の規模や役割にも変化がみられる。リベリア内戦やシエラレオネ内戦では 1 万人前後の兵員が派遣されたが、メカニズム策定後はそのような大規模な部隊は派遣されていない。さらに特定勢力との武力衝突よりむしろ緩衝地帯の設置や停戦監視といった平和維持活動が中心的な役割となった。部隊の小規模化や、手段の緩健化も、域内国の ECOMOG 派遣に対する批判や不満を緩和させる効果があったといえよう。

これに加えて、国連との協力姿勢も顕著になった。1990 年代のリベリア内戦では国連平和維持部隊との引継ぎの不備に代表されるように、ECOWAS は国連との連携に支障が多かった<sup>(25)</sup>。これに対して、コートジボアールに派遣された部隊は、同様に展開していたフランス軍とともに 2003 年 3 月に国連の委託を受け、リベリアに派遣された ECOWAS リベリア派遣団 (ECOWAS Mission in Liberia: ECOMIL) は 2003 年 10 月に国連 PKO に吸収された。国連との協力により、ECOMOG のさらなる正統性確保と財政・兵站部門の支援増加が可能になった。

一方で、メカニズム策定以前と比較して、紛争発生後の対応には共通点も看取される。第一に、ECOMOG がアド・ホックに編成された点があげられる。先述のように、メカニズム議定書では ECOMOG の編成は各加盟国と ECOWAS の協議後に決定されることになっているが、この部隊編成については、待機部隊(Stand By Unit)をあらかじめ各加盟国毎に維持するか、あるいは従来通り ECOMOG 設置が決定された段階で各加盟国が部隊編成を行なうかで議論が分かれており、コートジボアールやリベリアへの派遣前の協議では結論が出ず、2004 年 3 月現在、検討が中断されたままである<sup>(26)</sup>。したがって、派遣される部隊の編成はケース・バイ・ケースで決定される。

ケースバイケースの決定は、ECOMOG 派遣のタイミングについても同様である。コートジボアールでは、2002 年 9 月に待遇に不満を抱く軍の一部が蜂起し、コートジボアール愛国運動(Patriotic Movement of Cote d'Ivoire: MPCl)を名乗って同国北部を占領していった。これに加えて、同年 10 月には新たに正義平和運動(Movement for Justice and Peace)と大西部人民運動(Popular Movement of the Great West)が反政府武装闘争を開始した。コートジボアールの場合、既にフランス軍が首都ヤムスコロ付近に展開していたことや、L.グバボ(Laurent Gbagbo)大統領からの派遣要請があったという利点もあって、翌年 1 月にはセネガル軍を中心とする 1258 名から成る ECOMOG の展開が可能になった<sup>(27)</sup>。ただし、ECOMOG の展開後も戦闘は頻発し、民間人の死傷者も多数出たことから、その平和維持機能は限定的であったといえよう。

しかしリベリアの場合には、ECOMOG の展開にさらに多くの時間がかかった。リベリアではテイラー大統領に敵対するリベリア融和民主主義連合(Liberians United for Reconciliation and Democracy: LURD)が 2002 年 6 月に蜂起した。ECOWAS は調査団を派遣し、その報告に基づいて停戦勧告を行なったが、これはテイラーによって拒否された。これに加えて、同国の 60 パーセントが LURD の管理下におかれ、2003 年 2 月には西部の要衝であるタブマンバーグ(Tubmanburg)が占領されて 7 万人の難民が発生するなど危機的な状況にあるにもかかわらず、ECOMOG は派遣されなかった。結局、LURD が首都モンロビアから 20 キロの地点にまで迫った同年 8 月にテイラーはナイジェリアに亡命し、この直後からナイジェリア軍を主体とする ECOMOG が平和維持活動を開始した。

いずれの場合にも、領土の半分以上が反政府勢力によって支配されるという破綻国家の様相を呈していたにもかかわらず、リベリアへの ECOMOG 派遣が遅れた背景には、テイラー大統領が 1989 年以来西アフリカの不安定化要因であり続けたことがあるといえよう。つまり字義通りにメカニズム議定書を解釈するなら、その選挙の公正さに疑惑があったとしても、テイラーは 1997 年

の選挙を経て就任した大統領であったため、その在任中に ECOMOG を派遣すれば、テイラー自身を支援しなければならなくなる可能性もあった。他方、テイラーにとって反政府勢力によって軍事的に打倒される危険性は現実味を帯びた状況にあった。両者の利害が ECOMOG 不介入とテイラー亡命に結実したといえよう。いずれにせよ、テイラーの亡命と免責については域外国や国際人権団体から非難の声があがったが、これによりリベリアだけでなく、西アフリカ最大の不安定化要因の一つが取り除かれた。したがって、ECOWAS は国内の人権侵害の疑いが濃いテイラーを免責を条件に亡命させることで、司法の場に引き出す正統性より、西アフリカの安定回復という効果を優先させたといえよう。

発生した武力紛争に対して ECOMOG 派遣と調停活動のいずれかを選択するかの具体的基準はないため、実際には双方を併用するツー・トラックの対応がとられる傾向がある。テイラー亡命では、ECOWAS 議長国のガーナの J.A.クフォー(John Agyekum Kufuor)大統領がイニシアティブを發揮した。コートジボアールにおいても、ECOWAS は MPCCI をはじめとする反政府勢力との停戦交渉を渉るグバボ大統領に対してフランスとともに外交的圧力を加え、パリ和平合意に基づく2003年7月の和平セレモニー開催に漕ぎ着けた。この後、和平合意に不満を持つ一部の勢力が再び武装闘争を開始し、内戦が再燃したが、いずれにせよ、この調停においてガーナ出身の M.I.チャンバス(Mohammed Ibn Chambas) ECOWAS 事務局長が主導的な役割を果たした。これには、チャンバスがガーナ人であり、2002年および2003年の ECOWAS 議長国がガーナであったこと、さらにガーナ出身のアナン国連事務総長とも緊密な意思疎通が確保できたという背景も指摘される<sup>(28)</sup>。

いずれにせよ、メカニズムは ECOMOG 派遣や調停活動に正統性を付与したが、この運用は域内政治を考慮した政治的意思とは無関係ではなく、メカニズム策定後も人道支援より地域の安定を優先する ECOWAS の姿勢そのものに大きな変化はみられないといえよう。

### (3) 紛争終結後の段階

アフリカにおいて武力紛争の頻発・拡大を物理的に促した条件として、小型武器の大量かつ広範な流通があげられる。ECOWAS 加盟諸国は1998年にアブジャで「小型武器の輸入、輸出および製造に関する議定書」(Moratorium on Importation, Exportation and Manufacture of Light Weapons)に調印し、小型武器の域内流通を規制する試みが始まった。同議定書は当初3年間の予定であったが、2001年7月に3年の延長が決定された。同議定書によって、加盟各国では自動小銃、散弾銃、携帯式対戦車砲、地雷などの小型武器の輸出入および製造が一時的に停止され、これを実施するために各国で国家委員会(National Committee)が設立された。

同議定書は、小型武器流通を地域単位で規制する政治的意思の表れであり、さらに草案作成には多くのローカル NGO が参加した点からも、その特殊性が理解されよう<sup>(29)</sup>。しかし同時に、同議定書を実施するための国家委員会は加盟各国で設立されたが、データベース化が遅れているために、回収された小型武器の数量は不明で、効果を測定することが困難であることに加えて、議定書が拘束力をもたない宣言であることから、直接的に小型武器流通を規制する効果には疑問がある。

冷戦終結後のアフリカにおける武力紛争では、一般国民が被害者と同時に加害者にもなる「紛争の大衆化」の傾向がみられる<sup>(30)</sup>。そこで、武力紛争終結後の段階における前戦闘員 (Ex-Combatant) の DDR (Disarmament : 武装解除、Demobilization : 動員解除、Reintegration : 社会の再統合) が平和構築における重要課題として浮上しており、メカニズムでは特に小型武器管理が重視されている。しかし ECOWAS 自身は DDR に関するノウハウ、人材、財源が乏しいため、その実施を国連開発計画 (UNDP) の「安全保障および開発のための調整支援計画」(Program of Coordination and Assistance for Security and Development: PCASED) に委託している。早期警戒における NGO と同様に、ECOWAS は DDR においても外部機関に依存せざるを得ない状況にあるといえよう。

ともあれ、PCASED は 2002 年末までに西アフリカ諸国で 3 万点以上の小型武器を回収・破壊したが、PCASED の武装解除と動員解除には成果と同時に問題点も指摘できる。特に、武器回収の方法である。つまり武器の提出と引き換えに現金を渡す方法がとられているが、例えばリベリアでは 300 ドルが渡されるのに対し、コートジボアールでは 900 ドルが渡されているため、一部の前戦闘員が武器をもって国境を越え、より回収価格の高い土地で武器を提出する事例が報告されている<sup>(31)</sup>。また、西アフリカでは小型武器がマーケットで安価に入手できるため、前戦闘員でない人間が武器を安く買い、国境を越えて提出することで利鞘を稼ぐ行為も指摘されている<sup>(32)</sup>。越境のモニタリングや前戦闘員の本人確認は困難であり、これらは武装解除の資金繰りを一層悪化させる要因ともなっている。

他方、再統合のプロセスには武装解除・動員解除以上に長期的な取り組みが求められる。PCASED は前戦闘員を社会に再統合させるために、前戦闘員に対する平和文化の教育や、職業訓練、住居を提供している<sup>(33)</sup>。この過程で特徴的なのは、伝統的首長層に協力を求めた点である。例えば、シエラレオネでは全国が 12 の首長区 (Chiefdom) と呼ばれる区画に分かれており、それぞれ最高首長 (Paramount Chief) と呼ばれる伝統的首長層が大きな影響力をもっている<sup>(34)</sup>。前戦闘員はその経歴が知られると農村社会で排除・疎外されることが多いため、PCASED は生まれ故郷に帰還することが困難な前戦闘員を収容する村を各地に建設し、7 万人以上がこ

れによって住居や職業訓練の機会を得た。このような村の建設に対し、近隣住民から反発が生まれたが、PCASED の要請を受けた最高首長による融和の促進によって、計画がスムーズに展開したといわれる<sup>(35)</sup>。ただし、前戦闘員が戦後に様々なサービスを楽しむのに対し、戦闘に参加しなかった住民は十分にケアされない傾向があり、再統合に対して後者が不満を募らせるといった問題がある。再統合のプロセスにおける最大の課題は、前戦闘員と戦闘に参加しなかった者の間の社会的軋轢の緩和であるといえよう。

いずれにせよ、ECOWAS は DDR について PCASED に委託しているため、ECOWAS 自身の取り組みはほとんどみられない。また、紛争終結後の平和構築は武力紛争の再発防止を主眼にするが、先述のように冷戦終結後のアフリカにおける紛争発生要因としては、汚職をともなう不均衡な資源配分や、特定集団の政治的疎外といった政治的・経済的要因があげられる。したがって、バッド・ガバナンスの改善や貧困緩和も平和構築の一環と捉えられるが、これらについてはほぼ手つかずである。特に、リベリア内戦やシエラレオネ内戦でみられた、教育を受けたものの職に就けず、既存の社会に対する不満の捌け口を暴力行使に求める「ルンペン文化」をもった若年層を、DDR のプロセスで社会復帰を遂げた後に、再び政治経済的に疎外させない社会環境を整備することが、長期的には紛争再発の防止に資するといえよう<sup>(36)</sup>。この観点から、特に雇用の創出が平和構築の重要な課題として指摘されよう。

#### 4. 結びにかえて—持続的なメカニズム運用のための課題

本稿では、1999 年に設立が合意されたメカニズムを中心に、ECOWAS の紛争管理について検討してきた。メカニズム策定は、ECOMOG を人道的介入の名目で派遣する場合はじめとする ECOWAS の紛争管理全体に正統性を付与し、国連をはじめとする域外との協力関係を緊密にするうえで有効といえよう。ただし、武力紛争の根源的要因の削減を含め、紛争の諸段階に対応するシステムの実効性を高めることが求められる。

他方、メカニズムの運用は外部アクターに大きく依存しており、現段階において ECOWAS 自身が自律的に実行できる活動は平和執行と平和維持にほぼ限定される。また、メカニズムの運用は必ずしもシステムチックなものではなく、域内政治やドナーとの関係を考慮した政治的リーダーシップに依存しており、継続性の観点から危うさが残る。

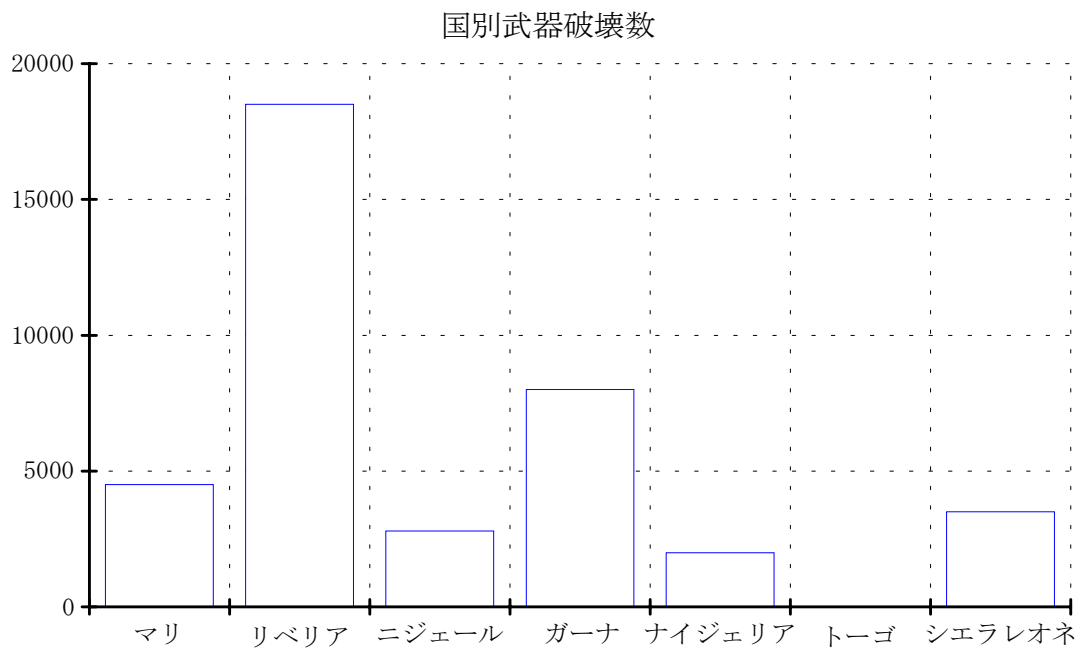
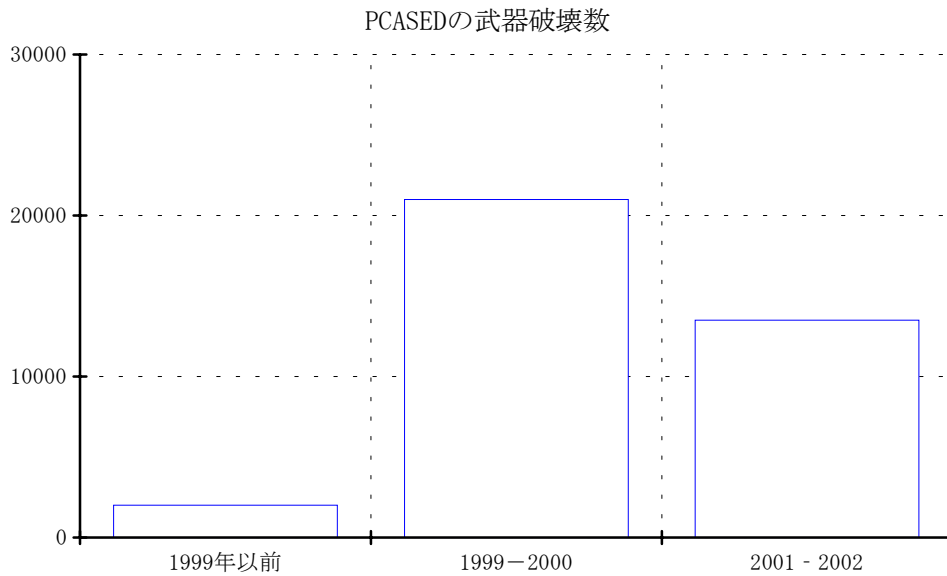
ECOWAS の紛争管理を拡充するうえで、キャパシティ・ビルディングが大きな課題であるといえよう。ECOWAS の紛争管理の枠組みは包括的なものであるが、早期警戒や平和構築にみられるように、メカニズムの実行は国際機関や NGO といった外部アクターに大きく依存しており、それなしには機能し得ない実情がある。特に人材の枯渇は質量ともに深刻であるため、メカニズム

の持続的運用のために、ECOWAS 自体のキャパシティ・ビルディングは不可欠である。ECOWAS の紛争管理に必要な人材の育成のために、ガーナ政府はコフィ・アナン平和維持訓練センター(Kofi Annan International Peacekeeping Training Center: KAIPTC)を設立した。同センターは域内各国から、軍関係者のみでなく、文民、警察官、NGO などからも 트레이ナー候補となる人材を招聘し、セミナー形式のトレーニングを施す。そのカリキュラムは平和維持のみでなく、選挙監視、メディア活動、交渉、DDR など多岐に及ぶ。カリキュラムは各ドナーにより提供されているが、包括的な紛争管理を目指す ECOWAS にとって、同センターのプログラムによる人材育成は時宜にかなったものといえる。

これに加えて、もう一つの主要な課題として財政問題があげられる。ECOWAS では各加盟国の経済的困窮に起因する分担金未払いに対応して、安定した財政を確保するため、域外からの輸入品に掛ける共同体税 (community levy) が 2000 年から導入された他、紛争管理に充てる予算として ECOWAS 内部に平和基金が設けられた。しかし共同体税に関する議定書の規定は必ずしも守られておらず、ECOMOG の展開を含めて ECOWAS の紛争管理にドナーからの援助は、現在も不可欠である<sup>(37)</sup>。したがって、各加盟国の経済発展をとまらぬ分担金未納額の削減と、効果的な共同体税徴収システムの構築も、ECOWAS の紛争管理における持続性を強化するうえで不可欠な課題といえよう。

これらに鑑みれば、メカニズムの策定は ECOWAS の長期的・持続的な紛争管理のための一里塚に過ぎないといえよう。

図表1 PCASEDの武器回収・破壊（1996－2002年）



(出所)UNDP, West Africa Disarmament on the Move: PCASED Annual Report 2001-2002, 2002.



図表2 KAIPTCのカリキュラム

|            | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | As at 23 Mar |  |  |  |  |
|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--------------|--|--|--|--|
| <b>JAN</b> |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |              |  |  |  |  |
| <b>FEB</b> |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |              |  |  |  |  |
| <b>MAR</b> |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |              |  |  |  |  |
| <b>APR</b> |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |              |  |  |  |  |
| <b>MAY</b> |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |              |  |  |  |  |
| <b>JUN</b> |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |              |  |  |  |  |
| <b>JUL</b> |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |              |  |  |  |  |
| <b>AUG</b> |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |              |  |  |  |  |
| <b>SEP</b> |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |              |  |  |  |  |
| <b>OCT</b> |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |              |  |  |  |  |
| <b>NOV</b> |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |              |  |  |  |  |
| <b>DEC</b> |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |              |  |  |  |  |

(出所)KAIPTC

図表3 ECOWASの歳入と予算(2004年)

|                     | 100万ドル | UA         | %     |
|---------------------|--------|------------|-------|
| 歳入                  |        |            |       |
| 税収見込み               | 55.17  | 40,897,802 |       |
| 予算                  | 27.58  |            |       |
| 經常予算                |        | 21,043,067 | 51.5  |
| 事務局                 |        | 12,936,426 | 31.6  |
| 議会                  |        | 4,162,654  | 10.2  |
| 裁判所                 |        | 2,840,000  | 6.9   |
| WAHO                |        | 603,987    | 1.5   |
| ジェンダー開発センター         |        | 500,000    | 1.2   |
| 開発予算                | 27.58  | 19,854,735 | 48.5  |
| 報償費                 |        | 5,886,496  | 14.4  |
| 平和基金                |        | 500,000    | 1.2   |
| 事務局開発計画             |        | 7,644,090  | 18.7  |
| 議会開発計画              |        | 83,824     | 0.2   |
| 裁判所開発計画             |        | 20,000     | 0.0   |
| WAHO開発計画            |        | 2,000,000  | 4.9   |
| ジェンダー開発センター<br>開発計画 |        | 74,125     | 0.2   |
| 国別計画                |        | 2,045,000  | 5.0   |
| 債務支払い               |        | 1,601,200  | 3.9   |
| 計                   |        | 40,897,802 | 100.0 |

(出所) ECOWAS

図表4 ECOWASの紛争管理に対する支援(2003年)

| 支援国・機関           | 金額            |
|------------------|---------------|
| フランス             | 8,364,000 ユーロ |
| オランダ             | 1,972,276 ドル  |
| ドイツ              | 1,000,000 ユーロ |
| イタリア             | 220,000 ユーロ   |
| スペイン             | 50,000 ユーロ    |
| ベルギー             | 1,274,976 ユーロ |
| EU(コートジボアール向け)   | 1,514,259 ユーロ |
| EU(リベリア向け)       | 8,000,000 ユーロ |
| UNDP             | 169,000 ドル    |
| ナイジェリア           | 2,803,000 ドル  |
| 日本               | 300,000 ドル    |
| アメリカ(コートジボアール向け) | 12,710,000 ドル |
| アメリカ(リベリア向け)     | 23,400,000 ドル |
| イギリス(コートジボアール向け) | 1,070,192 ユーロ |
| イギリス(リベリア向け)     | 1,000,000 ポンド |
| スウェーデン           | 250,000 ユーロ   |
| ルクセンブルグ          | 100,000 ユーロ   |
| AU               | 100,000 ユーロ   |

(出所) ECOWAS

－注－

- 1 ECOWAS の発展の歴史的経緯については、以下を参照。落合雄彦『西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS)』、国際協力事業団・国際協力総合研修所、2002 年；E.Olugbemiga Ogunlana, “Economic Community of West African States Since 1975: A Path to Success,” *Nigerian Forum (NIIA)*, Vol.23, No.1-2, 2002; Chidiebere Okpara, “Regional Relations, Integration and Cooperation Within the Framework of ECOWAS,” *Nigerian Forum (NIIA)*, Vol.22, No.3-4, 2001, pp.74-80.
- 2 斎藤直樹『紛争予防論 多発する地域紛争の予防と解決のために』、芦書房、2002 年、111-112 頁。
- 3 「消極的平和」と「積極的平和」については、以下を参照。J.ガルトゥング著、高柳先男・塩屋保・酒井由美子訳『構造的暴力と平和』、中央大学出版部、1991 年。
- 4 納屋政嗣『国際紛争と予防外交』、有斐閣、2003 年、162-163 頁。また、人道的介入をめぐる国際政治学理論の整理としては、以下を参照。大芝亮「人間の安全保障と人道的介入」、勝俣誠編著『グローバル化と人間の安全保障』、日本経済評論社、2001 年、109-124 頁。
- 5 納屋政嗣「破綻国家と予防外交」、総合研究開発機構・横田洋三共編『アフリカの国内紛争と予防外交』、国際書院、2001 年、147-180 頁。
- 6 冷戦終結後の西アフリカにおける不安定化要因としてのテイラーについては、以下を参照。Manica Juma and Aida Mengistu, *The Infrastructure of Peace in Africa: Assessing the Peacebuilding Capacity of African Institutions (A Report by the African Program of the International Peace Academy)*, International Peace Academy, 2002, p.10.
- 7 冷戦終結にともなうフランスの対アフリカ政策の転換については、以下を参照。大林稔「冷戦後のフランスの対アフリカ政策」、林晃史『冷戦後の国際社会とアフリカ』、アジア経済研究所、1996 年、65-99 頁。
- 8 リベリア内戦とシエラレオネ内戦の展開については、それぞれ以下を参照。真島一郎「リベリア内戦史資料(1989～1997)－国際プレス記事読解のために」、武内進一編『現代アフリカの紛争を理解するために』、アジア経済研究所、1998 年、117-195 頁；六辻彰二「シエラレオネ内戦の経緯と課題 1991-2001」、『アフリカ研究』、第 60 号、2002 年、139-149 頁。
- 9 この他、メカニズム策定以前の ECOMOG 派遣の事例としては、1998 年のギニア・ビサウに

対するものがあげられる。この場合、ナイジェリアは派遣に消極的な姿勢をみせ、ヴィエラ大統領の 1998 年 6 月からの再三の派遣要請にもかかわらず、1999 年初頭に 600 人の小規模な部隊が展開されたのみであった。ECOMOG 展開以前からセネガル軍が政府支援のために派遣されたが、これはギニア・ビサウ領に拠点を持つカザマンズ分離独立運動を鎮圧する目的で介入したといわれる。いずれにせよ、セネガル軍撤退後、反政府勢力はヴィエラ政権を打倒し、ECOMOG 派遣は失敗に終わった。勝俣誠「ギニアビサウ」、総合研究開発機構・横田洋三、前掲書、231-236 頁。

- 10 *Protocol relating to Mutual Assistance on Defence*, Article 7-10.
- 11 落合雄彦「ECOMOG の淵源－アフリカにおける『貸与される軍隊』の伝統－」、『アフリカ研究』、第 55 号、1999 年、35－49 頁。
- 12 *Africa Research Bulletin*(以下、ARB と略記), Feb. 1998, pp.12991-12994.
- 13 Austin Ogunsuyi, “The Transition to Democracy in Nigeria: Engaging New Possibilities in a Changing World Order,” Bamidele A. Ojo (ed.), *Contemporary African Politics: A Comparative Study of Political Transition to Democratic Legitimacy*, Lanham, University Press of America, pp.125-153.
- 14 Juma and Mengistu, op.cit., pp.29-30.
- 15 ナイジェリアだけでなく、ガーナも仏語圏諸国の ECOMOG への消極性をしばしば批判している。例えば、真島、前掲、127 頁。
- 16 ARB, Feb., 1998, p.13057.
- 17 Victor A.B.Davis, “Sierra Leone: Ironic Tragedy,” *Journal of African Economies*, Vol.9, No.3, pp.349-369.
- 18 Juma and Mengistu, op.cit., pp.10-11.
- 19 2000 年にモーリタニアが脱退したため、2004 年 5 月段階で加盟国は 15 カ国である。
- 20 Florence Itheme ECOWAS 紛争監視センター企画調整官とのインタビュー、2004 年 3 月 15 日。
- 21 Linus Chukwueme Okere, “The Role of African Media in Early Warning and Conflict Prevention Systems,” *Round Table*, No.338, 1996, pp.173-182.
- 22 *Communique of the West African Civil Society Forum (WACSOF)*, Accra, 12 Dec. 2003.

- 23 Nicholai Lidow, "Establishing Early Warning Networks in Refugee Camps: Problems and Possibilities," *From the Field (WANEP)*, No.6, 2003.
- 24 WANEP, *Building Relationships for Peace: WANEP Annual Report*, 2003, pp.7-8.
- 25 Clement E. Adibe, "The Liberian Conflict and the ECOWAS-UN Partnership," *Third World Quarterly*, Vol.18, No.3, 1997, pp.471-488.
- 26 Itheme 企画調整官へのインタビュー。
- 27 内訳は、セネガル 200 名、ベニン 272 名、ガーナ 256 名、ニジェール 258 名、トーゴ 272 名であり、ベニンやニジェールといった ECOMOG 初参加の国もあった。*ARB*, March, 2003, p.15239. 一方、フランス軍の最大の目的は在留フランス人の保護であったといわれる。佐藤章「コートディボアール内戦の軍事的側面」、『アフリカレポート』、第 36 号、2003 年、3-9 頁。
- 28 *ARB*, Sept., 2003, pp.15442-15443.
- 29 Andrew Murray, "Under the Palaver Tree: A Moratorium on the Importation, Exportation and Manufacture of Light Weapons," *Peace & Change*, Vol.25, No.2, 2000, pp.265-281.
- 30 武内進「アフリカの紛争—その今日的特質についての考察」、同編『現代アフリカの紛争—歴史と主体』、日本貿易振興会・アジア経済研究所、2000 年、3-52 頁。
- 31 Itheme 企画調整官へのインタビュー。
- 32 James Fennell DFID 地域紛争アドバイザーへのインタビュー、2004 年 3 月 19 日。
- 33 UNDP, *West Africa Disarmament on the Move: PCASED Annual Report 2001-2002*, 2002.
- 34 Richard Fanthorpe, "Locating the Politics of a Sierra Leonean Chiefdom," *Africa*, Vol.68, No.4, 1998, pp.558-584; Allan Rosenbaum and Maria Victoria Rojas, "Decentralization, Local Governance and Centre-Periphery Conflict in Sierra Leone," *Public Administration and Development*, Vol.17, 1997, 529-540.
- 35 Richard Konteh UNDP-ECOWAS 連絡官へのインタビュー、2004 年 3 月 18 日。
- 36 ルンペン文化については、以下を参照。Ibrahim Andullah, "Bush Path to Destruction: The Origin and Character of the Revolutionary United Front (RUF/SL)," *Africa Development*, vol.22, No.3/4, 1997, pp.45-76; Richard

Fanthorpe, "Neither Citizen Nor Subject?: 'Lunpen 'Agency and the Legacy of Native Administration in Sierra Leone," *African Affairs*, No.100, 2001, pp.363-386.  
また、就学経験者が反政府武装組織に吸収された点については、以下を参照。Alfred B. Zack-Williams, "Sierra Leone: The Political Economy of Civil War, 1991-98," *Third World Quarterly*, Vol.20, No.1, 1999, pp.143-162.

- 37 チャンバス事務局長は、2003 年 4 月に国連、アメリカ、EU を回り、コートジボアールへの ECOMOG 増援の必要を訴え、援助を求めた。ARB, Apr. 2003, 15274.